

改 正 案	現 行
<p>(受検申込書)</p> <p>第一条 建築基準適合判定資格者検定（指定資格検定機関が資格検定事務を行うものを除く。）を受けようとする者は、別記第一号様式による受検申込書に申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ五・五センチメートル、横の長さ四センチメートルの写真を添え、これを国土交通大臣に提出しなければならない。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>2 指定資格検定機関が資格検定事務を行う建築基準適合判定資格者検定を受けようとする者は、前項の受検申込書に同項の写真を添え、指定資格検定機関の定めるところにより、これを指定資格検定機関に提出しなければならない。</p> <p>(確認申請書の様式)</p> <p>第一条の三 法第六条第一項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。第四項において同じ。）の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。ただし、次の表一の(イ)項に掲げる配置図又は各階平面図は、次の表二の(二十四)項の(3)欄に掲げる道路に接して有効な部分の配置図若しくは特定道路の配置図、同表の(二十</p>	<p>(受検申込書)</p> <p>第一条 建築基準適合判定資格者検定（指定資格検定機関が資格検定事務を行うものを除く。）を受けようとする者は、別記第一号様式による受検申込書に、次に掲げる書類を添え、これを国土交通大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 一級建築士免許証又は一級建築士免許証明書（一級建築士の免許の登録を受けていない者にあつては建築士法施行規則（昭和二十五年建設省令第三十八号）第十六条第一項の規定による通知）の写し</p> <p>二 申請前六ヶ月以内に、脱帽し正面から上半身を写した写真で、縦五・五センチメートル、横四センチメートルのもの</p> <p>2 指定資格検定機関が資格検定事務を行う建築基準適合判定資格者検定を受けようとする者は、前項の受検申込書に、前項各号に掲げる書類を添え、指定資格検定機関の定めるところにより、これを指定資格検定機関に提出しなければならない。</p> <p>(確認申請書の様式)</p> <p>第一条の三 法第六条第一項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。第四項において同じ。）の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。ただし、次の表一の(イ)項に掲げる配置図又は各階平面図は、次の表二の(二十四)項の(3)欄に掲げる道路に接して有効な部分の配置図若しくは特定道路の配置図、同表の(二十</p>

九項の(3)欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の配置図、隣地高さ制限適合建築物の配置図若しくは北側高さ制限適合建築物の配置図又は同表の(三十)項の(3)欄に掲げる日影図と、表一の(3)項に掲げる二面以上の立面図又は二面以上の断面図は、表二の(二十九)項の(3)欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の二面以上の立面図、隣地高さ制限適合建築物の二面以上の立面図若しくは北側高さ制限適合建築物の二面以上の立面図又は同表の(四十七)項の(3)欄に掲げる防災都市計画施設に面する方向の立面図と、それぞれ併せて作成することができる。

一〇三 (略)

(削除)

四 申請に係る建築物が一級建築士、二級建築士又は木造建築士(第四項第四号及び第三条第三項第四号において「建築士」という。)により構造計算によつてその安全性を確かめられたものである場合(建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第二十条の二の規定の適用がある場合を除く。第四項第四号及び第三条第三項第四号において同じ。)にあつては、同法第二十条第二項に規定する証明書(構造計算書を除く。第四項第四号及び第三条第三項第四号において単に「証明書」という。)の写し

(削除)

九項の(3)欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の配置図、隣地高さ制限適合建築物の配置図若しくは北側高さ制限適合建築物の配置図又は同表の(三十)項の(3)欄に掲げる日影図と、表一の(3)項に掲げる二面以上の立面図又は二面以上の断面図は、表二の(二十九)項の(3)欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の二面以上の立面図、隣地高さ制限適合建築物の二面以上の立面図若しくは北側高さ制限適合建築物の二面以上の立面図又は同表の(四十七)項の(3)欄に掲げる防災都市計画施設に面する方向の立面図と、それぞれ併せて作成することができる。

一〇三 (略)

四 設計者又は工事監理者が一級建築士、二級建築士又は木造建築士

(以下「建築士」という。)である場合にあつては、一級建築士免許証、二級建築士免許証若しくは木造建築士免許証又は一級建築士免許証明書、二級建築士免許証明書若しくは木造建築士免許証明書(以下「建築士免許証等」という。)の写し(建築主事が、当該書類を有していないことその他の理由により、提出を求める場合に限り。)

五 申請に係る建築物が建築士により構造計算によつてその安全性を確かめられたものである場合(建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第二十条の二の規定の適用がある場合を除く。第四項第五号及び第三条第三項第五号において同じ。)にあつては、同法第二十条第二項に規定する証明書(構造計算書を除く。第四項第五号及び第三条第三項第五号において単に「証明書」という。)の写し

六 申請に係る建築物が建築士法第二十条の二の規定の適用を受ける場合にあつては、構造設計を行った構造設計一級建築士又は当該建

表一～表五 (略)

2・3 (略)

4 法第六条第一項の規定による確認の申請に係る建築物の計画に建築設備に係る部分が含まれる場合においては、同項の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。

一～三 (略)

(削除)

四 (略)

(削除)

(削除)

表一・表二 (略)

5～9 (略)

建築物が構造関係規定に適合することを確認した構造設計一級建築士の構造設計一級建築士証の写し(建築主事が、当該書類を有していないことその他の理由により、提出を求める場合に限る。)

表一～表五 (略)

2・3 (略)

4 法第六条第一項の規定による確認の申請に係る建築物の計画に建築設備に係る部分が含まれる場合においては、同項の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。

一～三 (略)

四 設計者又は工事監理者が建築士である場合にあつては、建築士免許証等の写し(建築主事が、当該書類を有していないことその他の理由により、提出を求める場合に限る。)

五 (略)

六 申請に係る建築物が建築士法第二十条の二の規定の適用を受ける場合にあつては、構造設計を行った構造設計一級建築士又は当該建築物が構造関係規定に適合することを確認した構造設計一級建築士の構造設計一級建築士証の写し(建築主事が、当該書類を有していないことその他の理由により、提出を求める場合に限る。)

七 申請に係る建築物が建築士法第二十条の三の規定の適用を受ける場合にあつては、設備設計を行った設備設計一級建築士又は当該建築物が設備関係規定に適合することを確認した設備設計一級建築士の設備設計一級建築士証の写し(建築主事が、当該書類を有していないことその他の理由により、提出を求める場合に限る。)

表一・表二 (略)

5～9 (略)

(建築設備に関する確認申請書及び確認済証の様式)

第二条の二 法第八十七条の二において準用する法第六条第一項の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。

一・二 (略)

(削除)

表 (略)

2 6 (略)

(工作物に関する確認申請書及び確認済証等の様式)

第三条 法第八十八条第一項において準用する法第六条第一項の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。

一・二 (略)

(削除)

表一 表三 (略)

2 法第八十八条第二項において準用する法第六条第一項の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。

一 三 (略)

(削除)

表 (略)

3 工作物に関する確認申請 (法第八十八条第二項において準用する法

(建築設備に関する確認申請書及び確認済証の様式)

第二条の二 法第八十七条の二において準用する法第六条第一項の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。

一・二 (略)

三 設計者が建築士である場合にあつては、建築士免許証等の写し

建築主事が、当該書類を有していないことその他の理由により、提出を求める場合に限る。)

表 (略)

2 6 (略)

(工作物に関する確認申請書及び確認済証等の様式)

第三条 法第八十八条第一項において準用する法第六条第一項の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。

一・二 (略)

三 設計者が建築士である場合にあつては、建築士免許証等の写し

建築主事が、当該書類を有していないことその他の理由により、提出を求める場合に限る。)

表一 表三 (略)

2 法第八十八条第二項において準用する法第六条第一項の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。

一 三 (略)

四 設計者が建築士である場合にあつては、建築士免許証等の写し

建築主事が、当該書類を有していないことその他の理由により、提出を求める場合に限る。)

表 (略)

3 工作物に関する確認申請 (法第八十八条第二項において準用する法

第六条第一項の規定による確認の申請を除く。以下この項において同じ。）を建築物に関する確認申請と併せてする場合における確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。この場合においては、第一号の正本に工作物に関する確認申請を建築物に関する確認申請と併せてする旨を記載しなければならない。

一～三 (略)

(削除)

四 (略)

(削除)

(削除)

4～8 (略)

(指定確認検査機関に対する確認の申請)

第三条の三 第一条の三（第七項及び第九項を除く。）の規定は、法第六条の二第一項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）

の規定による確認の申請について準用する。この場合において、第

第六条第一項の規定による確認の申請を除く。以下この項において同じ。）を建築物に関する確認申請と併せてする場合における確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。この場合においては、第一号の正本に工作物に関する確認申請を建築物に関する確認申請と併せてする旨を記載しなければならない。

一～三 (略)

四 設計者又は工事監理者が建築士である場合にあつては、建築士免許証等の写し（建築主事が、当該書類を有していないことその他の理由により、提出を求めるときに限る。）

五 (略)

六 申請に係る建築物が建築士法第二十条の二の規定の適用を受ける場合にあつては、構造設計を行った構造設計一級建築士又は当該建築物が構造関係規定に適合することを確認した構造設計一級建築士の構造設計一級建築士証の写し（建築主事が、当該書類を有していないことその他の理由により、提出を求めるときに限る。）

七 申請に係る建築物が建築士法第二十条の三の規定の適用を受ける場合にあつては、設備設計を行った設備設計一級建築士又は当該建築物が設備関係規定に適合することを確認した設備設計一級建築士の設備設計一級建築士証の写し（建築主事が、当該書類を有していないことその他の理由により、提出を求めるときに限る。）

4～8 (略)

(指定確認検査機関に対する確認の申請)

第三条の三 第一条の三（第七項及び第九項を除く。）の規定は、法第六条の二第一項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）

の規定による確認の申請について準用する。この場合において、第

一条の三第一項第一号ロ(3)及び第四項第一号ハ(2)中「建築主事」とあるのは「指定確認検査機関」と、同条第八項第一号中「建築主事」とあるのは「当該指定確認検査機関」と、同項第二号中「指定確認検査機関」とあるのは「建築主事又は他の指定確認検査機関」と読み替えるものとする。

2 第二条の二(第四項及び第六項を除く。)の規定は、法第八十七条の二において準用する法第六条の二第一項の規定による確認の申請について準用する。この場合において、第二条の二第一項第一号ロ(2)中「建築主事」とあるのは「指定確認検査機関」と、同条第五項第一号中「建築主事」とあるのは「当該指定確認検査機関」と、同項第二号中「指定確認検査機関」とあるのは「建築主事又は他の指定確認検査機関」と読み替えるものとする。

3 第三条(第六項及び第八項を除く。)の規定は、法第八十八条第一項又は第二項において準用する法第六条の二第一項の規定による確認の申請について準用する。この場合において、第三条第一項第一号ロ(2)中「建築主事」とあるのは「指定確認検査機関」と、同条第七項第一号中「建築主事」とあるのは「当該指定確認検査機関」と、同項第二号中「指定確認検査機関」とあるのは「建築主事又は他の指定確認検査機関」と読み替えるものとする。

4 (略)

(完了検査申請書の様式)

第四条 法第七条第一項(法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による検査の申請書(次項及び第四条の四において「完了検査申請書」という。)は、別記第十九号様式に、次に掲げる図書及び書類

一条の三第一項及び第四項中「建築主事」とあるのは「指定確認検査機関」と、同条第八項第一号中「建築主事」とあるのは「当該指定確認検査機関」と、同項第二号中「指定確認検査機関」とあるのは「建築主事又は他の指定確認検査機関」と読み替えるものとする。

2 第二条の二(第四項及び第六項を除く。)の規定は、法第八十七条の二において準用する法第六条の二第一項の規定による確認の申請について準用する。この場合において、第二条の二第一項中「建築主事」とあるのは「指定確認検査機関」と、同条第五項第一号中「建築主事」とあるのは「当該指定確認検査機関」と、同項第二号中「指定確認検査機関」とあるのは「建築主事又は他の指定確認検査機関」と読み替えるものとする。

3 第三条(第六項及び第八項を除く。)の規定は、法第八十八条第一項又は第二項において準用する法第六条の二第一項の規定による確認の申請について準用する。この場合において、第三条第一項、第二項及び第三項中「建築主事」とあるのは「指定確認検査機関」と、同条第七項第一号中「建築主事」とあるのは「当該指定確認検査機関」と、同項第二号中「指定確認検査機関」とあるのは「建築主事又は他の指定確認検査機関」と読み替えるものとする。

4 (略)

(完了検査申請書の様式)

第四条 法第七条第一項(法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による検査の申請書(次項及び第四条の四において「完了検査申請書」という。)は、別記第十九号様式に、次に掲げる図書及び書類

を添えたものとする。

一〇六 (略)

(削除)

2 (略)

(指定確認検査機関に対する完了検査の申請)

第四条の四の二 第四条の規定は、法第七条の二第一項（法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。第四条の五の二第一項及び第四条の七第三項第二号において同じ。）の規定による検査の申請について準用する。この場合において、第四条第二項中「建築主事」とあるのは「指定確認検査機関」と読み替えるものとする。

(中間検査申請書の様式)

第四条の八 法第七条の三第一項（法第八十七条の二又は法第八十八条第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による検査の申請書（次項及び第四条の十において「中間検査申請書」という。）は、別記第二十六号様式に、次に掲げる図書及び書類を添えたものとする。

一〇五 (略)

(削除)

を添えたものとする。

一〇六 (略)

七| 設計者又は工事監理者が建築士である場合で直前の確認又は中間検査の申請の日以降に設計者又は工事監理者に変更があったときは、建築士免許証等の写し（建築主事が、当該書類を有していないことその他の理由により、提出を求める場合に限る。）

2 (略)

(指定確認検査機関に対する完了検査の申請)

第四条の四の二 第四条の規定は、法第七条の二第一項（法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。第四条の五の二第一項及び第四条の七第三項第二号において同じ。）の規定による検査の申請について準用する。この場合において、第四条中「建築主事」とあるのは「指定確認検査機関」と読み替えるものとする。

(中間検査申請書の様式)

第四条の八 法第七条の三第一項（法第八十七条の二又は法第八十八条第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による検査の申請書（次項及び第四条の十において「中間検査申請書」という。）は、別記第二十六号様式に、次に掲げる図書及び書類を添えたものとする。

一〇五 (略)

六| 設計者又は工事監理者が建築士である場合で直前の確認又は中間検査の申請の日以降に設計者又は工事監理者に変更があったときは、建築士免許証等の写し（建築主事が、当該書類を有していないこ

2 (略)

(指定確認検査機関に対する中間検査の申請)

第四条の十一の二 第四条の八の規定は、法第七条の四第一項（法第八十七條の二又は法第八十八條第一項において準用する場合を含む。第四條の十二の二第一項及び第四條の十四第三項第二号において同じ。）の規定による検査の申請について準用する。この場合において、第

四條の八第二項中「建築主事」とあるのは「指定確認検査機関」と読み替えるものとする。

(登録調査資格者講習事務の実施に係る義務)

第四条の二十五 登録調査資格者講習実施機関は、公正に、かつ、第四條の二十三第一項第一号及び第二号に掲げる要件並びに次に掲げる基準に適合する方法により登録調査資格者講習事務を行わなければならない。

一 八 (略)

九 講義を受講した者と同等以上の知識を有する者として国土交通大臣が定める者については、申請により、第四号の表の上欄に掲げる科目のうち国土交通大臣が定めるものを免除すること。

十 十二 (略)

(準用)

第四条の三十七 第四条の二十一（第一項を除く。）から第四条の三十五までの規定は、第四条の二十第二項第二号の登録及びその更新、登録昇降機検査資格者講習、登録昇降機検査資格者講習事務並びに登録

2 (略)

とその他の理由により、提出を求める場合に限る。）

(指定確認検査機関に対する中間検査の申請)

第四条の十一の二 第四条の八の規定は、法第七条の四第一項（法第八十七條の二又は法第八十八條第一項において準用する場合を含む。第四條の十二の二第一項及び第四條の十四第三項第二号において同じ。）の規定による検査の申請について準用する。この場合において、第

四條の八中「建築主事」とあるのは「指定確認検査機関」と読み替えるものとする。

(登録調査資格者講習事務の実施に係る義務)

第四条の二十五 登録調査資格者講習実施機関は、公正に、かつ、第四條の二十三第一項第一号及び第二号に掲げる要件並びに次に掲げる基準に適合する方法により登録調査資格者講習事務を行わなければならない。

一 八 (略)

九 十一 (略)

(準用)

第四条の三十七 第四条の二十一（第一項を除く。）から第四条の三十五までの規定は、第四条の二十第二項第二号の登録及びその更新、登録昇降機検査資格者講習、登録昇降機検査資格者講習事務並びに登録

昇降機検査資格者講習実施機関（登録昇降機検査資格者講習事務を行う者をいう。）について準用する。この場合において、第四条の二十三第一項第一号中「第四条の二十五第四号の表」とあり、第四条の二十五第四号中「次の表」とあり、同条第五号中「前号の表」とあり、及び同条第九号中「第四号の表」とあるのは「第四条の三十七の表」と、第四条の二十三第一項第二号口及び第四条の二十五第七号中「特殊建築物等調査資格者」とあるのは「昇降機検査資格者」と、同条第十二号中「別記第三十六号の二様式」とあるのは「別記第三十六号の二の二様式」と読み替えるものとする。

(略)

(略)

(準用)

第四条の三十九 第四条の二十一（第一項を除く。）から第四条の三十五までの規定は、第四条の二十第三項第二号の登録及びその更新、登録建築設備検査資格者講習、登録建築設備検査資格者講習事務並びに登録建築設備検査資格者講習実施機関（登録建築設備検査資格者講習事務を行う者をいう。）について準用する。この場合において、第四条の二十三第一項第一号中「第四条の二十五第四号の表」とあり、第四条の二十五第四号中「次の表」とあり、同条第五号中「前号の表」とあり、及び同条第九号中「第四号の表」とあるのは「第四条の三十九の表」と、第四条の二十三第一項第二号口及び第四条の二十五第七号中「特殊建築物等調査資格者」とあるのは「建築設備検査資格者」と、同条第十二号中「別記第三十六号の二様式」とあるのは「別記第三十六号の二の三様式」と読み替えるものとする。

(略)

(略)

昇降機検査資格者講習実施機関（登録昇降機検査資格者講習事務を行う者をいう。）について準用する。この場合において、第四条の二十三第一項第一号中「第四条の二十五第四号の表」とあり、第四条の二十五第四号中「次の表」とあり、及び同条第五号中「前号の表」とあるのは「第四条の三十七の表」と、第四条の二十三第一項第二号口及び第四条の二十五第七号中「特殊建築物等調査資格者」とあるのは「昇降機検査資格者」と、同条第十一号中「別記第三十六号の二様式」とあるのは「別記第三十六号の二の二様式」と読み替えるものとする。

(略)

(略)

(準用)

第四条の三十九 第四条の二十一（第一項を除く。）から第四条の三十五までの規定は、第四条の二十第三項第二号の登録及びその更新、登録建築設備検査資格者講習、登録建築設備検査資格者講習事務並びに登録建築設備検査資格者講習実施機関（登録建築設備検査資格者講習事務を行う者をいう。）について準用する。この場合において、第四条の二十三第一項第一号中「第四条の二十五第四号の表」とあり、第四条の二十五第四号中「次の表」とあり、及び同条第五号中「前号の表」とあるのは「第四条の三十九の表」と、第四条の二十三第一項第二号口及び第四条の二十五第七号中「特殊建築物等調査資格者」とあるのは「建築設備検査資格者」と、同条第十一号中「別記第三十六号の二様式」とあるのは「別記第三十六号の二の三様式」と読み替えるものとする。

(略)

(略)

